

令和8年 山鹿中学校PTA総会資料

－ 資料内容 －

1 議事

- (1) 令和7年度報告
 - ・ 活動報告…P.2
 - ・ 決算及び会計監査報告…P.3～P.5
- (2) 令和8年度PTA役員選出
 - ・ 新役員の選考結果…P.6
- (3) 令和8年度について
 - ・ 活動方針案…P.7
 - ・ PTA予算案…P.8
 - ・ 各部常任委員会計画案について…P.9～P.10
 - ・ PTA会則確認…P.11～P.14
 - ・ PTA慶弔規定…P.15

2 学校より

- (1) 特別支援教育について…P.16～P.19
- (2) 学校からの説明
 - ・ 日本スポーツ振興センター掛金及び熊本県PTA共済について…P.20～P.22
 - ・ 山鹿中安心メールについて…P.23～P.24
 - ・ 令和8年度行事予定(案)について…P.25
 - ・ 災害時の送迎、登下校の送迎…P.26～P.27
- (3) 転退職員紹介…P.28
- (4) 転入職員紹介…P.29
- (5) 職員紹介…P.30

3 山鹿中学校部活動総会 (別紙参照)

- (1) ①部活動規定 ②R7事業報告 ③R7決算報告について
- (2) ④役員選出 ⑤R8事業計画及び予算案 ⑥後援会規約について
- (3) その他

令和7年度 活動報告【主なPTA事業及び関係行事報告】

年	月	日	PTA事業及び関係行事	年	月	日	PTA事業及び関係行事
7	4	10	第1回PTA役員全体会	7	10	7	10月運営委員会
7	4	15	第1回PTA運営委員会	7	10	11	山鹿市教育委員会・山鹿市PTA連絡協議会「教育懇談会」
7	4	20	PTA総会	7	10	18	九州PTA福岡大会(～19日)参加
7	4	23	山鹿市P連現・新役員会	7	11	8	熊本県PTA大会天草大会参加
7	5	13	5月運営委員会	7	11	11	11月運営委員会
7	5	10	山鹿市PTA連絡協議会定期総会	7	9	29	市P連家庭部会研修会
7	5	17	体育大会駐車場誘導・会場整理	7	12	9	12月運営委員会
7	5	23	市P連交流委員会	7	12	10	授業参観・PTA教育講演会
7	6	1	熊本県PTA連合会表彰式	7	12	10	家庭教育委員会 制服リユース販売
7	6	1	県PTA連合会 定期総会	8	1	13	1月運営委員会
7	6	10	6月運営委員会	8	1	14	市P連家庭部会研修会
7	6	25	第1回市P連家庭部会	8	1	26	第2回給食試食会
7	7	5	第1回給食試食会運営	8	2	17	2月PTA運営委員会
7	7	9	山鹿地区公民館広報部会	8	2	19	市P連第3回役員会・第2回単P会長会
7	7	8	7月運営委員会	8	2	20	第2回学校保健委員会
7	7	11	授業参観・学級懇談会	8	2	28	県PTA連合会単位PTAリーダー等研修会
7	7	11	家庭教育委員会 制服リユース販売	8	2	7	山鹿市青少年健全育成大会(八千代座)
7	7	26	ふらばーるバレーボール大会	8	2	10	山鹿校区常任委員会決め
7	9	9	9月運営委員会	8	2	12	第5回市P連研修委員会
7	9	13	山鹿市PTA連絡協議会親善球技大会参加	8	3	10	3月運営委員会及び新旧役員引継ぎ会
7	9	19	山鹿中学校第1回学校保健委員会	8	3	14	新旧役員懇親会
7	9	29	市P連家庭部会研修会	8	3	16	市P連役員及び令和7年度単位PTA会長候補者合同会議
7	10	4	市P連役員会・第1回単P会長会	8	3	30	会計監査予定

令和7年度

山鹿中学校PTA決算報告書

1 収入の部

単位:円

科目	予算額	実収入額	増減額	備考
繰越金	1,171,162	1,171,162	0	
会費(P)	953,280	936,000	△ 17,280	
会費(T)	105,120	102,240	△ 2,880	
雑収入・利息	40,000	81,550	41,550	・制服リサイクル売上:19,200円,2,700円,200円 ・九州P福岡大会参加費助成5,000円×7名分 35,000円 ・令和7年度親子ふれあいデー活動補助費:20,000円 ・寄付 元田工務店様より 人参保売(職員内)売上2,450円,現金2,000円
合計	2,269,562	2,290,952	21,390	

2 支出の部

科目	予算額	実支出額	残額	備考
研修庶務委員会	200,000	3,073	196,927	講演会謝金等
保体委員会	50,000	21,221	28,779	レクリエーション(フラバール)大会運営費
給食委員会	40,000	22,116	17,884	給食試食会参加費(年2回延べ57名*@388)
生活安全委員会	100,000	101,301	△ 1,301	体育大会駐車場誘導運営費(警備員5名経費)
家庭教育委員会	10,000	0	10,000	制服リサイクル運営費(備品購入)
事務費	40,000	3,000	37,000	用紙・印刷トナー代等
運営委員会	20,000	0	20,000	
弔慰費	50,000	38,125	11,875	香典、香典袋等
負担金	374,910	368,095	6,815	市P連(県P連)負担金
研修調査費	250,000	253,705	△ 3,705	九州・県PTA大会参加費等
旅費・交通費	80,000	85,960	△ 5,960	県PTA大会交通費、会計担当交通費
教育環境費	200,000	116,555	83,445	花苗等環境整備、防災キャンプ活動費、講師謝礼他
記念品代	80,000	107,760	△ 27,760	卒業式コサージュ代(先生用)、3年部先生への花束、転出職員記念品代
PTA共済掛金	120,000	108,150	11,850	県P財団 安全互助会等共済掛金
予備費	654,652	0	654,652	
返金	-	4,080	△ 4,080	会費返金(転出)等
合計	2,269,562	1,233,141	1,036,421	

3 残高

実収入額		実支出額		残高
2,290,952	-	1,233,141	=	1,057,811

残高 1,057,811 円は、令和8年度に繰り越します。

上記の通り報告します。

令和 8 年 3 月 30 日

令和7年度 山鹿中学校PTA書記会計

木村 直子

丸山 喜寛

監査の結果、上記の通り相違ありません。

令和 8 年 3 月 30 日

監査委員

井口 幸太郎

監査委員

仲宗根 佳代

令和7年度 給食費決算報告書

1 収入の部

単位：円

項 目	実 収 入	内 訳 等			
前年度繰越金	48,960				
生徒給食費	43,819,661	4月 57,992 円	10月 4,310,160 円	5月 15,732,140 円	11月 3,708,175 円
		6月 2,549,923 円	12月 65 円	7月 3,882,814 円	1月 37,500 円
		8・9月 7,594,215 円	2月 5,946,677 円		3月 0 円
職員給食費	5,640,392	4月 206,424 円	10月 1,130,292 円	5月 882,084 円	11月 151,224 円
		6月 639,232 円	12月 160,352 円	7月 47,372 円	1月 30,264 円
		8・9月 1,112,556 円	2月 1,231,704 円		3月 48,888 円
その他	194,242	4月 1,940 円	10月 8,778 円	5月 7,760 円	11月 41,128 円
・給食試食会		6月 55,484 円	12月 1,552 円	7月 0 円	1月 12,028 円
・体験入学生		8・9月 32,592 円	2月 31,428 円		3月 1,552 円
・教育実習生					
・事務センター 等					
学校給食物価高騰対策事業補助金	10,083,636	※5/8,3/19			
合 計	59,786,891				

2 支出の部

単位：円

項 目	実 支 出	内 訳 等			
年間給食物資等代	59,587,567	4月 4,435,917 円	10月 6,503,241 円	5月 5,117,212 円	11月 5,698,709 円
		6月 6,060,311 円	12月 5,199,251 円	7月 3,782,500 円	1月 4,687,750 円
		8・9月 7,552,510 円	2月 6,333,125 円		3月 4,217,041 円
返 金	179,915	※転出、給食ストップ、年度末清算 等			
その他	12,500	※給食費返金分を教材費へ振替(誤入金のため)			
合 計	59,779,982				

3 残高

実収入	実支出	残高
59,786,891	59,779,982	= 6,909

(残高) 6,909 円は令和8年度へ繰り越します
上記のとおり報告いたします。

令和 8年 3月 30日
山鹿中学校給食費会計

木村直子 

亀田 

監査の結果、上記のとおり相違ありません。

令和 8年 3月 30日

会計監査委員

井口孝太郎 

仲宗根佳代 

令和7年度 教材会計決算報告

単位：円

費目	収入	支出	残額	備考
1 学 年	4,389,837	4,389,472	365	
2 学 年	1,432,791	1,432,631	160	
3 学 年	1,178,297	1,178,297	0	
そ の 他	873,520	873,520	0	
合 計	7,874,445	7,873,920	525	

(収入) 7,874,445 — (支出) 7,873,920 = (残高) 525

上記の通り報告します。なお残高は令和8年度へ繰り越します。

令和8年3月30日

山鹿市立山鹿中学校会計

木村直子 

亀田薫 

監査の結果、上記のとおり相違ありません

令和8年3月30日

会計監査委員

井口 孝太郎 

仲宗根 佳代 

令和8年度山鹿中学校PTA役員(案)

役職	校区	氏名
会長	山鹿	井口 裕二
副会長	三玉	松山真貴子
	大道	飯田 雄樹
	八幡	竹熊 貴史
	山鹿	松本 薫
	山鹿	船津万記子
書記会計	山鹿	寺崎 友紀
	三玉	松尾 美鈴
	主幹	丸山 喜寛
	P会計	木村 直子
会計監査	山鹿	西山 優子
	八幡	塩崎秀一郎

令和8年度山鹿中学校PTA常任委員長(案)

常任委員会	研修庶務	大道	野中 真由
	広報	八幡	石貫 洋一
	家庭教育	山鹿	藤木 基子
	保健体育	山鹿	渡辺 一史
	給食	山鹿	小林 誉子
	生活安全	三玉	米加田明伸

令和8年度 PTA 活動方針（案）

基本目標スローガン

『子どもたちのために さらに楽しく持続可能な活動を』

PTA は会員お一人おひとりに支えられ成り立っている活動です。かつては見守られ、支えられ育った私たちが、想いをつなぎ、地域や行政と連携し、持続可能な活動を進めます。子どもたちのために、楽しみながら無理のない活動をしていきましょう。

重点目標

1. 学ぶ

事業や研修会等へ積極的に参加し、会員相互の信頼関係を深めるとともに、教育力を高め、子どもの健全育成に努める

2. 繋がる

教職員、保護者、地域の方々に加え生徒会との連携を強化し、子どもまんなか社会の実現に向け PTA がその架け橋となる

3. 守る

人権教育・特別支援教育の啓発、いじめ・不登校等あらゆる差別に対する理解と、それをなくすための意識改革に努める

4. 進む

ICT の活用、SDGs の取り組みなど、時代に即した PTA 体制・活動を推進する

令和8年度

山鹿中学校PTA予算(案)

1 収入の部

単位:円

科目	前年度	令和8年度	増減	人数	月	会費	備考
繰越金	1,171,162	1,057,811	△ 113,351				
会費(P)	953,280	977,760	24,480	679	12	120	R7年度より1,440円 (120円/月) R6年度より年間720円減
会費(T)	105,120	115,200	10,080	80	12	120	
雑収入・利息	40,000	81,550	41,550				制服リサイクル等
合計	2,269,562	2,232,321	△ 37,241				

2 支出の部

科目	前年度	令和8年度	増減	備考
研修庶務委員会	200,000	200,000	0	教育講演会講師謝金等
保体委員会	50,000	50,000	0	レクリエーション大会等
給食委員会	40,000	40,000	0	給食試食会等
生活安全委員会	100,000	100,000	0	体育大会駐車場誘導運営費
家庭教育委員会	10,000	10,000	0	制服リサイクル運営費
事務費	40,000	40,000	0	用紙・印刷トナー代等
運営委員会	20,000	20,000	0	会議費等
弔慰費	50,000	50,000	0	香典等
負担金	374,910	386,980	12,070	市P連(県P連)負担金500円/人等
研修調査費	250,000	300,000	50,000	九州PTA宮崎大会・県PTA荒尾大会・他参加費等
旅費・交通費	80,000	100,000	20,000	九州・県PTA大会交通費、会計担当交通費
教育環境費	200,000	200,000	0	環境整備、活動補助費、賠償責任保険等
記念品代	80,000	100,000	20,000	卒業式コサージュ代(先生のみ)、3年部先生への花束代、転出職員記念品代
PTA共済掛金	120,000	120,000	0	県P財団 安全互助会等共済掛金
予備費	654,652	515,341	△ 139,311	
合計	2,269,562	2,232,321	△ 37,241	

令和8年度 山鹿中学校PTA各部委員会活動計画(案)

委員会	業務	活動内容	年間予定
運営委員会	総会に関する事、各常任委員会の事業に関する事及び本会の運営に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・会の運営 ・学校や地域との連携 ・会則、規定等の整備 ・各委員会の行事計画総括 	<ul style="list-style-type: none"> ・年11回(8月除く)開催 ・交通指導計画策定(6月～3月、月2回) ・会則・規定の見直し案策定
研修庶務委員会	PTAの懇親やPTA教育講演会等の計画と運営に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会との協調を図る ・教育懇談会の計画と運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画作成(4月) ・庶務委員会(7月、10月他) ・PTA教育講演会運営(12月)
広報委員会	ホームページを活用したPTAに関する広報活動 ※委員長のみ(担当副会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会の行事計画の把握 ・原稿依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じた情報収集、発信
生活安全委員会	交通指導の校外生活等に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・総会日の駐車場誘導 ・体育大会駐車場誘導 ・年間を通じた補導(地区毎) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画作成(4月) ・体育大会駐車場誘導(委託警備会社と合同)(5月) ・山鹿地区青少年育成推進委員巡回(夜間パトロール)を毎月第1木曜日(20時～21時)に実施。代表者2名のローテーション
保健体育委員会	生徒の保健安全衛生及び会員の健康増進に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・会員親睦レクリエーション大会の実施 ・市P連親善球技大会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画作成(4月) ・山鹿中ふらばーるバレー大会(7月予定) ・市PTA親善球技大会(8月末予定)(昨年度はふらばーるバレー大会)
給食委員会	給食や食育に関する研修や広報等の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・給食試食会(年2回) ・試食会報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画作成(4月) ・第1回給食試食会(7月) ・第2回給食試食会(1月) ・試食会報告(ホームページを活用)
家庭教育委員会	家庭教育の情報発信や制服等のリユース推進の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース制服販売(年2回) ・県・市家庭部会研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画作成(4月) ・リユース制服販売計画策定、授業参観に合わせて実施

	年間予定		
	1学年	2学年	3学年
学年委員会	令和7年度以降は選考しない。 (学年費の監査については、PTA役員である監査委員が兼ねる方向で検討)		

令和8年度 山鹿中学校PTA活動計画カレンダー(案)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
R8 主な学校 行事等 【予定】	8 始業式 9 入学式 19 授業参観 — PTA総会 部活動総会 各部活動会	1 生徒総会 16 体育大会 (雨天順延)	20.21 市中体連大 会	6~集団宿泊教室 10 授業参観 11.12 市中体連大 会 23~ 三者面談	2~九州中体連 合唱大会 5 Nコン県大会 15 灯笼祭 16 灯笼祭 15 漬物コンテ/7 27 始業式	1~前期期末テ スト 23 県マナーチンゲ	4 県入権子ども 集会 6 市駅伝大会 8 生徒会選挙 16 前期終了式(通 知兼配付) 27.28 3年共通テ スト	6 県中体連駅伝 12 校内合唱コン 17~3年後期中間 20~3年三者面談	2~4 県学力調査 9 授業参観 24 終業式	8 始業式 8~実力テスト 26~修学旅行	1 新入生説明会 2~後期末テスト	2.3 3年公立高校 後期選抜 4 3年修了式 5 卒業式 24 1・2年修了式 26 退任式	
運営 委員会 (毎月第2火曜日) その他	9PTA全体会及各 部委員会 (年間計画作成) 14 ①運営委員会 16 市P連卸・新役 員会 22 市P連家庭部会 引継ぎ会 第1回各部委員会 (年間計画作成)	9 市P連定期総会・ 懇親会(会長、校 長、前会長) 12 ②運営委員会 PTA懇親会	7 ④運営委員会	8 ⑤運営委員会	13⑥運営委員会 24.25九州PTA福岡 市大会 第3回委員会	8 ⑤運営委員会	13⑥運営委員会 24.25九州PTA福岡 市大会 第3回委員会	8 県P連草大会 11 ⑦運営委員会 21 県人教大会	8 ⑧運営委員会	12⑨運営委員会 地区委員・ 補導員選出 (昨年度10日)	16 ⑩運営委員会 (第3火曜日) 青少年健全育成大 会	新旧役員懇親会 9 ⑪運営委員会 PTA引継ぎ会 29 会計監査	
研修 委員会 (庶務)									10 PTA教育講演会 準備運営等				
広報 委員会 (教養)													
生活安全 委員会 (補導)	第1回各部委員会 (年間計画作成) 20 総会駐車場整理	16 体育大会駐車場 白線引き 17 体育大会交通整	青少年育成市民総 会予定(代表1名)								青少年健全育成大 会参加		
保健体育 委員会	第1回各部委員会 (年間計画作成)	第2回委員会 山中ふらばーるバ レー大会運営	山鹿地区青少年育成推進委員巡回(夜間パトロール)を毎月第1木曜日に実施。代表者2名のローテーション										
給食 委員会	第1回各部委員会 (年間計画作成)	第1回試食会	試食会準備	第1回試食会	試食会準備	試食会準備	試食会準備	制服販売準備 制服仕分け作業	第2回試食会 第2回委員会	第2回試食会 第2回委員会			
家庭教育 委員会	第1回各部委員会 (年間計画作成) 14 制服等の確認	制服販売準備 制服仕分け作業	制服販売準備 制服仕分け作業	10 制服リリース販 売(授業参観)	制服リリース販 売(授業参観)	制服リリース販 売(授業参観)	制服リリース販 売(授業参観)	制服リリース販 売(授業参観)	制服リリース販 売(授業参観)	制服リリース販 売(授業参観)	制服リリース販 売(授業参観)	制服リリース販 売(授業参観)	
学年 委員会													
体育・文化 部活動委員長	部活動後援会定期 総会 各部総会	部活動後援会役員 及び各部保護者会 会長予定										部活動後援会役員 及び各部保護者会 会長予定	体育部活動委員会 役員体育部活動監 査予定
PTA交通指導													原則、毎月1日・15日山鹿市挨拶運動の際に交通指導を行う。地区委員(常任委員)が行う。※大道校区は交通指導員が行う。(6月開始、当番表は副会長作成)

山鹿中学校PTA会則

第 1 章 名 称

第1条 本会は山鹿中学校PTAと称し事務局を同校に置く。

第 2 章 目 的

第2条 本会は生徒を正しく、強く、明るく育てていくために、教育に対する理解を深め、学校・家庭・地域の連携を緊密にし、生徒の幸福のために努力することを目的とする。

第 3 章 性 格

第3条 本会は教育を本旨とする民主的任意団体であって、営利を目的とせず、宗教及び政党に関係しない。

第4条 本会は教育行政及び学校運営に不当な干渉を行わない。

第5条 本会は第2章の目的を達成するため、生徒の教育・福祉を目的とする関係諸団体と協力・連携する。その目的を同じくする山鹿市PTA連絡協議会へ加入する。

第 4 章 会 員

第6条 本会員は生徒の父母、又はこれに代わる者及び本校教職員とする。また教育に関心を持ち本会の目的に賛同する者も会員となることができる。但し運営委員会の承認を得るものとする。

第7条 会員は本会の目的達成のため諸会合に出席する権利と義務がある。

第8条 会員は総会の議決事項を守る義務がある。

第 5 章 経 理

第9条 会員は総会で認められた予算に定める単価(年額)の会費を納めなければならない。

第10条 本会の経理は会費の他、寄付金その他の収入を持ってこれにあてる。既納の会費は原則として返還しない。

第11条 本会の経理は総会で認められた予算に基づいて行われる。

第12条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第 6 章 役 員

第13条 本会の役員は会長、副会長を山鹿小学校区3名、他小学校区各1名とし、そのうち1名を会長とする。さらに、書記会計4名(内本校職員2名)、監査委員2名とし役員会を構成する。

第14条 本会の役員の任期は1ヶ年とする。但し前年度役員はその年次総会で新役員が決定する

迄その職務をとる。役員の任期満了以前に欠員が生じた場合は運営委員会でこれを補充する。

第15条 役員は年次総会前に選考委員会で選出し、年次総会の承認を得て決定する。役員選考委員は、山鹿小学校区5名、他小学校区2名程度及び本校教職員2名をもって構成する。

第16条 会長はすべての会務を統括し、外部に対して会を代表する。又、必要に応じて相談役を選出し、運営委員会にて決定する。

第17条 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。

第18条 書記は全ての会合の正確な記録を作り、委任されたその他の職務を行う。

第19条 会計は本会の出納一切を行い、年次総会に決算報告をしなければならない。

第 7 章 総 会

第20条 年次総会は年度始めに開くものとする。

第21条 会員の20分の1の要求により、または運営委員会が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

第 22 条 年次総会及び臨時総会は 3 分の 1 をもって定足数とし、出席者の過半数を持って議決する(会則改正については、第 13 章付則で定める)。但し委任状をもって出席と見なすことができる。対面での総会を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない理由があるときは、運営委員会において協議し、合意を得られた場合に限り、議決権行使書による書面決議(電磁的方法を含む)にて賛否を問い、総会の議決とみなすことができる。

第23条 総会は本会の最高議決機関で付議事項は下記の通りとする。

1. 年次事業計画及び予算に関すること。
2. 新役員に関すること。
3. 会則の改正に関すること。
4. 会費の決定に関すること。
5. その他本会の目的達成に必要なこと。

第 8 章 運営委員会

第24条 運営委員会は役員、常任委員長、相談役及び学校長をもって構成する。

第25条 運営委員会は毎月開くことを原則とする。運営委員会は構成員の2分の1をもって定足数とし、出席者の過半数をもって議決する。会長は構成人員の半数以上が要求する時は臨時運営委員会を開かねばならない。

第26条 運営委員会の任務を次の通りとする。

1. 総会に関すること。
2. 各常任委員会の事業に関する事及び本会の運営に関する事。

第 9 章 常任委員会

第27条 本会の目的達成のため次の常任委員会を置きそれぞれの業務を行う。

1. 研修庶務委員会 PTAの懇親やPTA教育講演会等の計画と運営に関する活動
2. 生活安全委員会 交通指導等の校外生活等に関する活動
3. 保健体育委員会 生徒の保健安全衛生及び会員の健康増進に関する活動
4. 給食委員会 生徒の給食や食育に関する研修や広報等の活動
5. 家庭教育委員会 家庭教育の情報発信や制服のリユース推進等の活動
6. 広報委員会 ホームページを活用したPTAに関する広報活動(※委員長のみ)

第28条 常任委員会は役員と同じ方法により選出された委員長と若干の委員によって構成する(※但し広報委員会は、委員長1名にて構成する)。委員は地区委員の互選とし、広報を除く委員会毎に山鹿小学校区4名程度、他小学校区各2名程度選出したのち、副委員長1名を選出し、会長はこれを委嘱する。

第29条 委員長は委員会を代表し事業計画を運営委員会に提出するものとする。副委員長は委員長を補佐し委員長不在の時はその職務を代行する。

第30条 常任委員会の事業は運営委員会の承認を必要とする。

第 10 章 会計監査

第31条 会計監査委員は役員と同じ方法により選出された2名の委員をもって構成する。

第32条 会計監査委員は会計所轄の帳簿類を必要に応じ年次総会に監査報告をしなければならない。

第33条 会計監査委員は運営委員会に出席し意見を述べることができる。

第 11 章 特別委員会

第34条 会の特別の必要に応じ特別委員会を置くことができる。

第35条 委員は運営委員会にて選出し会長はこれを委嘱する。正副の委員長はその互選とする。

第36条 特別委員会委員長はその経過を運営委員会に若しくは総会に報告しその事由が終われば解散する。

第 12 章 地(校)区会(交通指導係)

第37条 地区会は各地区の会員によって組織する。

第38条 地区会は各地区より年次総会前に若干名の地区委員を選出し、地区長を互選する。

第39条 各校区に代表委員をおく。代表委員には副会長があたり、必要に応じて地(校)区会を開くことができる。

第40条 交通指導係は各地区若干名を選出する。地区委員との兼任を妨げない。

第41条 交通指導係は運営委員会にて策定した活動計画に準じた登校時の見守り(あいさつ・交通安全運動)活動を行う。

第 13 章 付 則

第42条 各委員会に委員として本校職員を若干名置くことができる。

第43条 常任委員会, 会計監査委員, 地(校)区会(交通指導係)の委員の任期については役員に準ずる。

第44条 会長(副会長)・家庭教育委員長及び学校長は代議員として山鹿市PTA連絡協議会につながるものとする。

第45条 本会に運営委員会の承認を得て顧問を置くことができる。

第46条 会則は総会出席者(書面決議(電磁的方法を含む)の場合は議決権行使書提出者数)の3分の2以上の賛同により改定することができる。

第47条 本会は昭和48年4月1日より実施する。

本会則は一部改正し, 昭和61年4月1日より実施する。

本会則は一部改正し, 昭和63年4月23日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成7年4月21日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成10年4月17日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成11年4月16日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成12年4月15日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成13年4月22日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成18年4月23日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成21年4月19日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成26年4月13日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成29年4月16日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成30年4月15日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成31年4月14日より実施する。

本会則は一部改正し, 令和4年12月5日より実施する。

本会則は一部改正し, 令和6年12月1日より実施する。

本会則は一部改正し, 令和7年12月1日より実施する。

山鹿中学校PTA弔慰金等規定

対象者		支出金額
職員(T 会員)	本人死亡	10,000 円
	配偶者死亡	5,000 円
	父母子死亡	3,000 円
	非常災害	都度
	転出記念品	3,000 円
保護者(P 会員)	本人死亡	10,000 円
	非常災害	都度
生徒	本人死亡	10,000 円

1. 本規定は、令和6年4月21日より施行する。
2. 非常災害の時及び特に考慮の必要のある時は運営委員会の決定による。
3. 転出職員(T 会員)へは、3,000 円相当の記念品代として支出する。

山鹿中学校PTA表彰規定


- 1 PTA役員にあっては、任期を1年以上の場合表彰する。
- 2 PTA運営委員(上記役員を除く)にあっては、任期が連続2年以上の場合表彰する。
- 3 上記のいずれの場合も、任期が連続6年以上の場合においては特別表彰する。
- 4 上記のほか、特に功労のあった会員にあっては、運営委員会で協議の上、別途表彰する。
- 5 本規定は、昭和55年3月24日より実施する。

特別支援教育は…

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されるものです。

障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支えあう「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。



平成19年4月に施行された改正学校教育法により、全ての学校において特別支援教育を推進することが法律上も明確に規定されました。

特別支援教育は、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します！

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校では…
学校全体で支援します！

通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が実施されています。
 ●通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
 ●小学校・中学校には、「特別支援学級」や「通級」による指導の制度があります。
 ●特別支援教育に関する支援員の活用も広がっています*1。

これらを学校で進めるために…

- ・特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- ・校内委員会**を設置して、支援の方法を検討するなど、学校全体で障害のある子どもを支援します。

通常の学級
 少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行います。支援員がつく場合もあります。

通級による指導
 通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に合った特別な指導を週1～8単位(時間)別な指導の場で行います。(小学校・中学校)
 対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱
 ●LD・ADHDについては平成18年度から新たに対象となりました。

特別支援学級
 障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に合った教育を行います。(小学校・中学校)
 対象：知的障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱、新乳、難聴、言語障害、情緒障害
 ※1 学校において障害のある子どもへの介助や学習支援を行います。
 ※2 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象となる子どもの学級担任などで構成され、全校的な支援体制を確立し、養護教諭を含む障害のある子どもの養育に、家庭や支援方針の検討などを行います。

交流及び共同学習
 障害のある子どもと通常の子どもの間での交流や共同学習を行います。

特別支援学校では…
専門性を生かした特別支援教育を行います！

●特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校・中等部・高等部で行います。
 対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

一人一人に応じた指導
 小学校・中学校などに準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導事項「自立活動」を実施します。
 また、障害の状態などに応じて、特別な教育課程が構成できるような指導もなっています。

専門性の高いスタッフ 充実した施設
 子ども一人一人の障害に配慮した施設環境の中で、専門性の高い教員が少人数の学級で指導を行っています。

就職・進学などのサポート
 卒業後の職業的な自立を促すため、職業の体験などに応じた多様な職業教育や進路指導を行い、就職、進学などを拡大図にサポートしています。

教育相談・巡回指導など
 障害のある子どもへの教育についての専門性を生かして、地域の特別支援教育センターとして、近隣の小学校・中学校などから求めに応じての助言・援助を行います。

さまざまな支援体制
 特別支援学校には、通学費や教材費など、在学に必要な経費の補助制度があります。また、通常の交通手段では通学が困難な子どもたちのため、スクールバスを運行する学校もあります。さらに、障害の状態などにより通学することが困難な子どもには、「訪問教育」も行われています。
 ※小学校・中学校の特別支援学級などにも同様の制度があります。

連携

連携

各学校はさまざまな関係機関とネットワークを作って、子どもの成長に応じて一貫した支援をします！

教育
 特別支援学校、幼稚園
 小学校、中学校、高等学校
 中等教育学校、大学
 教育委員会
 教育センター

医療
 地域の病院
 障害者専門医療機関

保健
 地方公共団体の保健担当部局
 保健所、保健センター

福祉
 地方公共団体の福祉担当部局
 保育所、児童相談所
 社会福祉協議会
 障害者福祉センター
 発達障害者支援センター

労働
 ハローワーク
 地域障害者職業センター
 障害者就業・生活支援センター
 企業

その他
 NPO、親の会
 地域の活動グループ

など

ば きょうしつ
みどり葉教室



〒861-0501 山鹿市山鹿446番地
 学校代表 (TEL) 0968-43-1185
 (FAX) 0968-43-5818
 担当者: 水元 英雄 渡邊 喜陽

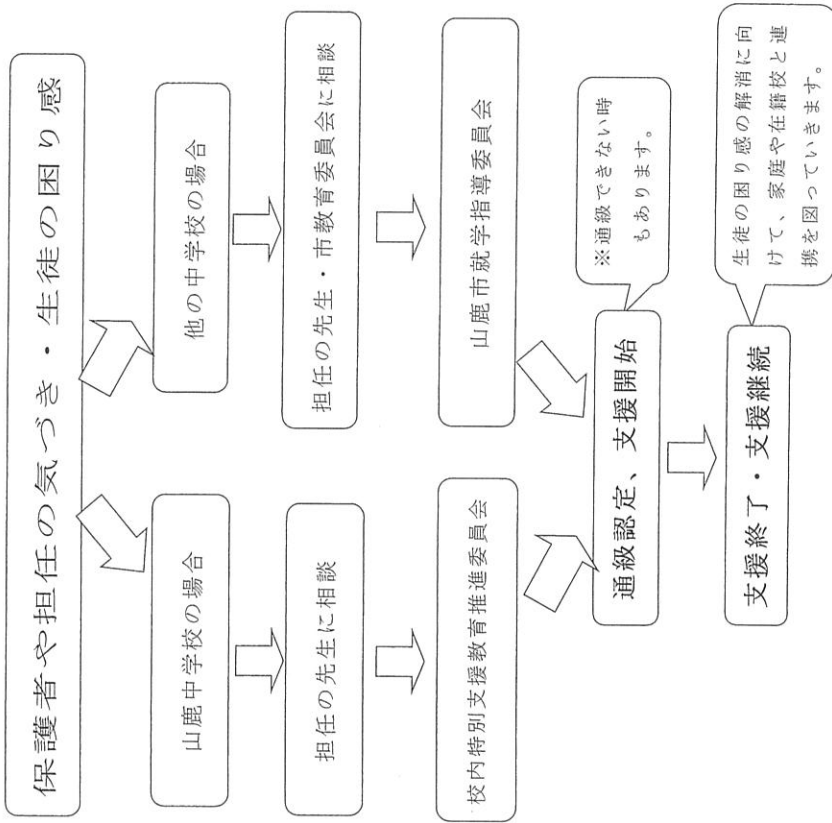
【通級指導教室】とは

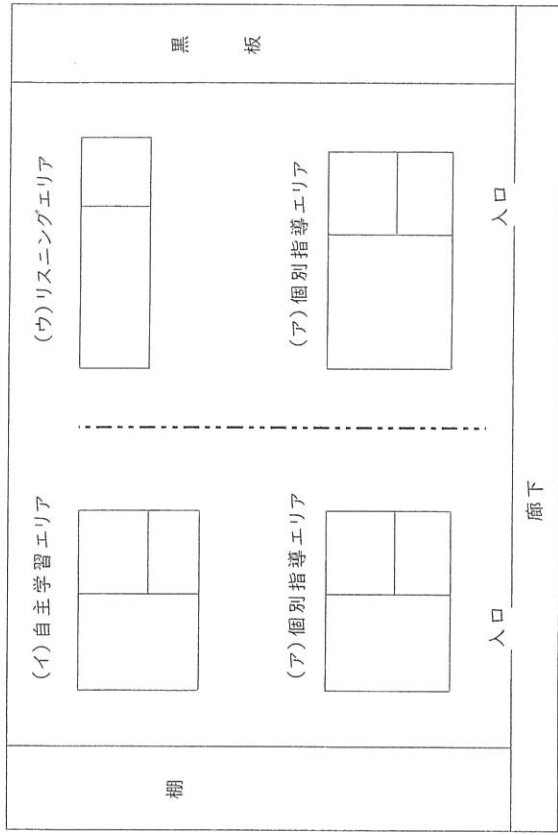
「通級指導教室」は、学校生活で学習や人間関係づくりなどの困り感を持っている生徒のために、支援や指導を行う場所として、平成19年度から全国的に新設されました。山鹿中学校ではこの通級教室のことを「みどり葉教室」と呼んでいます。

「みどり葉教室」では、通常の学級に在籍している生徒の困り感を緩和するために、個々の状態に応じた支援を個別もしくはグループで行っています。本校の生徒だけでなく、山鹿市内の中学校から指導を受けるために通ってくる生徒たちもいます。支援できる時間は、月に1時間から週に8時間まで、個別に相談のうえ決定します。

なお、通級による指導を受けるためには、本人や保護者の希望と山鹿中学校では校長の、他の中学校では教育委員会の判断が必要です。

通級までの流れ





- (ア)【個別指導エリア】
可動式間仕切りで仕切った部屋で、視覚刺激が軽減されます。窓にはカーテンがあり、外からの刺激も減らすことができます。
- (イ)【自主学習エリア】
壁に向かい、学習を進めることができるように机を設置しています。一人で集中して学習に取り組みたいときや、心を落ち着かせ、静かに過ごしたいときのための場所です。
- (ウ)【リスニングエリア】
CD、PC を設置しています。リスニングの時やイライラした気持ちを落ち着かせる時、気分転換を図るための場所です。静かに心を整えることができます。
*また、可動式間切り部を全部開いた状態にすることで、広いスペースが必要な学習や保護者や並びに担任との連絡会としても活用します。

子どもの思い



— 特別な教育的ニーズがある子どもへの支援 —



「みどり葉教室」では、一人一人の教育的ニーズに応じて人間関係や「コミュニケーションカ」等の人間関係作り、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」に対して適切な教育的支援を行います。
また、生徒が自信をもって友だちと関わり、楽しい学校生活が送れるように、保護者や学級担任と連携を図っていきます。

1, 日本スポーツ振興センター掛金

460円（すべての生徒一人一人に必要です）

保護者の自己負担治療費1,500円以上にかかる部分。

○学校管理下にある活動中の負傷、学校給食に起因する中毒や疾病、さらにこれらの負傷や疾病が治った場合において存する障害に対しての保障を行うもの。

※学校管理下とは、授業中、学校行事、部活動、課外指導中、休憩時間中、通学路を登下校している時等です。

(1) 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病(ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの)の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金および負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ①授業中（特別活動中を含む）
- ②学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④通常の経路及び方法による通学中（登下校中）

(2) 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第5条によります。]

① 医療費

医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上（したがって、医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上を負担したもの）の場合が給付の対象となります。

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

② 障害見舞金

障害の程度に応じて、3,770万円（1級）から82万円（14級）が給付されます。

（通学中の場合は、1,885万円から41万円）

③ 死亡見舞金

2,800万円が給付されます。

（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,400万円）

(3) 給付基準

①同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

②災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

③損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。

2, 熊本県PTA共済

P災コース 500円（児童・生徒、指導者向け）

この保険は、上記1の保険でカバーできない部分を補うものです。

単位PTA主催等による諸活動並びに単位PTA会長が承認した学校教育外体育・文化活動の際に発生した負傷や疾病及び障害に対する保障。

安互コース 150円（保護者、PTA活動支援者向け）

保護者の方々の、PTA活動等にかかる事故等についての保険です。

例えば、PTA活動としてのミニバレー大会でのけが等。プール監視中の事故やけが。

PTA共同作業中のけが等。研修会に参加する途中の事故等。

「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と学校（園）の設置者との契約（災害共済給付契約）により、「学校の管理下」における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校（園）の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

対象となる学校（園）

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額（令和8年度）

災害共済給付への加入は、学校（園）の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校（園）の設置者が一括加入の手続きをとりまします。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

（児童生徒等1人当たり年額 単位：円）

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)
	定時制 夜間等学科	980 (490)
	通信制 通信制学科	280 (140)
高等専門学校	1,930 (965)	—
幼稚園	270 (135)	—
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—
保育所等	350 (175)	40 (20)

※（ ）内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校（園）では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校（園）の設置者が負担します。

※ 学校（園）の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 （保育所等における保育中を含みます）	例 各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合	例 登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、内閣府令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校(園)へ提出します。
提出 ↓	↑ 支払
学校(園)	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓	↑ (支払)
設置者	管内の学校(園)分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」)等をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓	↑ 支払
J S C	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特例の配慮によりご協力をいただいております。
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いただけられない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校(園)・学校(園)の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校(園)からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校(園)との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

■災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所でを行っています。

災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。

災害共済給付 Web ホームページ：<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

JAPAN SPORT
COUNCIL



一斉メール配信システム 『山鹿中安心メール』登録のお願い

春暖の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
皆様に本校の「一斉メール配信システム」への登録のご案内を致します。外出先でもスピーディーかつ、確実に学校やPTAからの情報を受け取ることができます。子ども達の安全を守り、学校やPTA活動を円滑に行うため、保護者全員のご登録をお願い致します。
下記<ご注意>をよくご確認の上、ご登録をお願いいたします。 (登録方法は裏面)

4月22日までに登録をお願いします！

登録されない方には、急を要する情報のお知らせができません。必ず登録をお願いします。

山鹿中安心メール

不審者情報

〇〇付近で不審者が目撃されました。本日は集団下校となります。〇時頃下校となりますので、可能な方は近所までお迎えをお願いします。不審者の特徴は黒っぽい服装にマスク着用で、白の車に乗って…

学年行事などの案内

明日は、〇学年行事です。〇時に体育館に集合してください。体育館用シューズとPTAの腕章をお持ちください。多くの皆様の参加をお待ちしています。

学校からの緊急連絡

明日の運動会は雨のため延期になりました。明日は通常授業となります。明後日が振替休日となります。

インフルエンザ情報

インフルエンザによる学級閉鎖のご連絡です。本日、〇年×組のインフルエンザの罹患者が〇名になりましたので、学級閉鎖となりました。

PTAからのお知らせ

〇月〇日は校内美化作業です。子供たちが安全で快適な学校生活が送れるように、ご協力をお願いします。7:00に学校校庭に集合して下さい。

<ご注意>

- ① メールアドレスを変更された場合は、再度空メールを送信し、再登録をお願いいたします。
- ② 登録された個人情報は、配信以外に使用することはありません。
- ③ メール受信には通常のメール受信料がかかります。
- ④ 協賛事業所に対して、本メールへ登録した情報が開示されることはありません。
- ⑤ ご登録は保護者（PTA会員・PTA非会員）及び児童生徒のご家族、学校が許可する方々に限らせて頂きます。

「山鹿中安心メール」協賛事業所

地域に密着して活動を行っている事業所様で、CSR（地域貢献）に、ご賛同・ご協力いただける事業所様を1校につき4社募集（1業種1社限定）しております。

残り 1 社募集中

●明るく元気にお出迎えします。 **ドコモショップ山鹿店**

●あすを読む **熊本日日新聞社** ●あなたと私のゆめタウン **ゆめタウン光の森**

山鹿中安心メール 登録のしかた

◆ 「あんしんメール」ご登録方法は、アプリまたはメールアドレスのどちらでも登録できます◆



「あんしんメール」アプリでの登録

- 「あんしんメールアプリ」をインストール（無料）
- 「あんしんメールアプリ」を起動し、「新規登録」をクリック
- グループ画面の「追加（画面右上）」をクリック
- 下記の登録用メールアドレスのQRコードの読み取りまたはメールアドレスを直接入力し、「グループに登録」をクリック
- 必要事項入力後「登録」をクリックし、グループ画面に登録した学校名が表示されると登録完了

1 【iPhone版】



【Android版】



QRコード	「山鹿中安心メール」登録用メールアドレス
	※ アプリインストールによる個人情報の収集等は一切ありません
	ymgc@gw.ansin-anzen.jp

← 直接入力の場合
必ず半角英数字入力

- 右上記のQRコードでアプリがインストールできない場合
【iPhone版】
… 「App Store」
【Android版】
… 「Playストア」
から「あんしんメール」を検索ください
-
-
-
-



メールアドレスでの登録

- 下記の登録用メールアドレス (QRコードまたは直接入力) へ空メールを送信

QRコード	「山鹿中安心メール」登録用メールアドレス
	※ スマートフォンで空メールを送信する際は、件名に任意の一字(「あ」等)を入れて送信して下さい
	ymgc@gw.ansin-anzen.jp

← 直接入力の場合
必ず半角英数字入力

- 返信メール本文に記載のURLをクリック
- 「本登録画面へ」をクリック
- 表示された登録画面の項目を入力
- 「入力内容確認」をクリック
- 登録内容を確認し、「登録」をクリック
- 「登録完了」画面が表示されると登録完了

②登録フォーム

…からの緊急連絡・お知らせ事項・不審者情報などを配信いたします。
仮会員登録が完了しました。
下記のURLを開き登録画面へお進みください。

<http://gw.ansin-anzen.jp>

➔

④登録画面表示

*は必須項目です。
登録メールアドレス
xxx@docomo.ne.jp
■登録者名 *

入力内容確認 キャンセル

【ドメイン指定受信設定】 **【ご注意】空メールを送っても返信が来ない場合**



ドメイン (anzen.jp) 指定受信の設定をお願いします
※メールアドレス指定ではありません
※設定ができない場合、この用紙をお持ちになり各携帯電話ショップにて設定をお願いして下さい

● 株式会社テクノミックス (<http://tmix.co.jp/>) ●
登録方法のお問い合わせは、
①学校名 ②お名前 ③電話番号
④お問い合わせ内容 をご記入の上、
株式会社テクノミックス qa@tmix.co.jp まで
メールにてお問い合わせください。

「山鹿中安心メール」協賛事業所

地域に密着して活動を行っている事業所様で、CSR (地域貢献) に、ご賛同・ご協力いただける事業所様を1校につき4社募集 (1業種1社限定) しております。

残り 1 社募集中

山鹿市立山鹿中学校災害時の対応マニュアル



学校 TEL番号 0968-43-1185
FAX 0968-43-5818

ご家庭で準備しておいていただくこと

- ① 震度5強以上、風水害等で、交通網の麻痺や停電、情報網の混乱、通学路の損壊がない場合は、原則自宅への帰宅となります。帰宅後、一人で過ごすことになる場合もあるかと思えます。帰宅後どうしたらよいかを日頃からご家庭で話し合ってください。
- ② 震度5強以上等で保護者等への引き渡しとなった場合、保護者の方が、迎えに行けない時に誰が迎えに行くのか、学校以外の自宅近くの避難所はどこなのかを日頃からご家庭で話し合ってください。

強い地震への対応について

1 大規模地震の定義

- ① 本校作成の防災計画で取り上げる大規模地震とは「市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき」を定義とします。
- ② 自校や地域が震度5強以下でも、市内のどこか1地点で震度5強が観測されれば、大規模地震が発生した場合の対応を行うこととします。
- ③ 大規模地震が発生した場合は、学校は休校とします。

2 授業時間中に強い地震が発生した場合の対応

- 震度5強以上・・・授業は打ち切り、生徒は校内の安全な場所で待機。交通網等の安全確認後、保護者へ引き渡す。
- 震度5弱以下・・・生徒の状況と校舎内外の被害等を至急確認し、基本的には学校待機とする。

台風・大雨等の対応について

(登下校時の安全確保を徹底する。)

1 台風接近に伴う対応

- ① 台風の大きさや進路状況によって、臨時休校、遅延登校等の対応をする。(安心メール等で周知)
- ② 進路の大幅変更によって、授業中に接近した場合は、学校待機を基本とする。

2 水害・大雨等に伴う対応

- ③ ゲリラ豪雨等によって、近隣の河川が氾濫する恐れが生じた場合は、臨時休校等の対応をする。
- ④ 授業中に大雨・水害等が発生した場合、学校待機を基本とする。

★生徒引き渡しについて★

【条件】

- ・震度5強以上
- ・安全性の確保ができない

【連絡手段】

- ・まなびポケット
- ・安心メール・HP
- ・デジメソ、やまがメイト

【場所】

- ・体育館
- (状況により変更あり)

【引き渡し者】

- ・保護者
- ・代理人

災害時等の生徒引き渡し方法

【引き渡しの条件】

- ① 交通網の麻痺や通学路の損壊等がなく、経路の安全性が確保できている場合。
- ② 自然災害以外でも、凶悪事件などの犯人が逃走中で生徒に危害が及ぶ恐れがある場合。

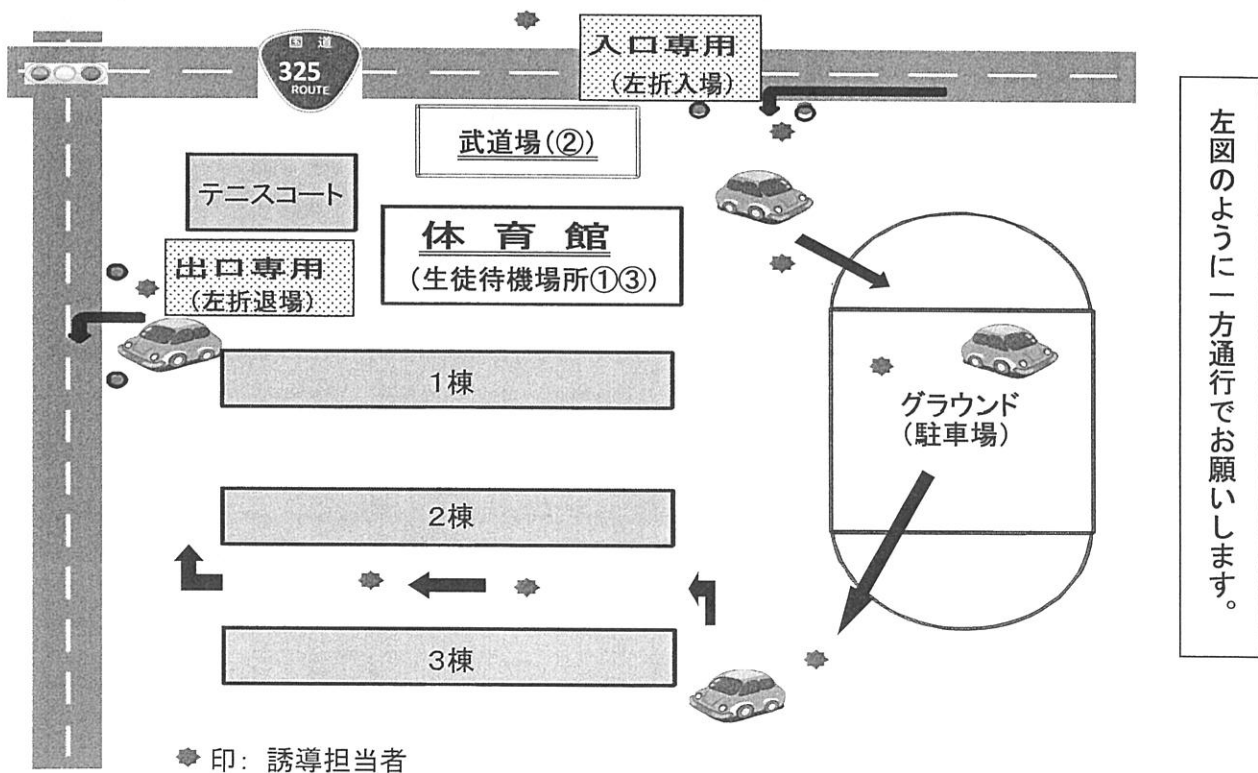
1 引き渡し時の連絡手段

通信手段(携帯メール・電話)が使用可能な場合

保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校からの連絡は、「安心メール」又は各担任による電話(安心メールを登録してない家庭のみ)で行います。また、ホームページ(<http://jh.higo.ed.jp/yamagajh/>)、やまがメイトにも掲載します。

2 引き渡し場所

原則、山鹿中学校体育館を引き渡し場所とします。保護者の方は車をグラウンドに駐車後、待機場所まで歩いて子どもさんを引き取りに来て下さい。



※ 学校での引き渡しが無難と判断された場合には、他の場所を連絡します。

令和7年度転退任職員

	職名	氏名	本校勤務年数	転退任先
1	校長	工 孝幸	3年	山鹿市立鹿本中学校
2	教諭	島木 浩次	4年	山鹿市立山鹿小学校
3	教諭	松原 公介	2年	山鹿市立鹿本中学校
4	教諭	春田 大祐	7年	山鹿市立鹿北中学校
5	教諭	上田 恭代	7年	山鹿市立米野岳中学校
6	教諭	藤本 喜士	7年	御船町立御船中学校（主幹教諭 昇任）
7	教諭	春木 真	5年	菊池市立泗水中学校
8	教諭	緒方 晃市	3年	菊池市立菊池北中学校
9	教諭	五十嵐 健	5年	大津町立大津小学校（主幹教諭 昇任）
10	教諭	布田 賢次郎	4年	熊本大学教育学部附属中学校
11	教諭	吉田 真大	3年	八代市立日奈久小学校
12	教諭	飽本 悠介	3年	人吉市立第一中学校
13	教諭	大坪 鈴佳	3年	氷川町立竜北中学校
14	事務主査	鈴木 達哉	2年	熊本県教育庁教育政策課
15	講師	阿蘇品 康宏	2年	山鹿市立米野岳中学校
16	講師	前田 秀子	1年	山鹿市立鹿北中学校
17	講師	本並 由美子	4年	菊池市立菊池北中学校（新規採用）
18	講師	岩田 亜紀	4年	玉名市立岱明中学校（新規採用）
19	講師	後藤 彰宏	1年	合志市立合志中学校（新規採用）
20	調理員	有働 恵美子	4年	山鹿市立山鹿小学校
21	サポートティーチャー	坂本 佳総	1年	退職

令和8年度転入職員

	職名	氏名	前勤務校等
1	校長	北本 憲仁	山鹿市教育委員会
2	教諭	下津 光雄	山鹿市立菊鹿中学校
3	教諭	中満 雄介	相良村立相良中学校
4	教諭	岡山 あさひ	八代市立第一中学校
5	教諭	小西 翔太	山鹿市立米野岳中学校
6	教諭	横田 由利子	大津町立大津中学校
7	教諭	福永 由美子	阿蘇市立阿蘇中学校
8	教諭	黒木 美紗葵	益城町立木山中学校
9	教諭	高木 真希	熊本県立盲学校
10	教諭	前園 隼哉	人吉市立第二中学校
11	教諭	藤崎 咲恵	多良木町立多良木中学校
12	教諭	藤本 知恵	新規採用
13	教諭	福丸 遼	新規採用
14	教諭	北里 大地	新規採用
15	講師	水元 英雄	山鹿市立米野岳中学校
16	講師	吉野 栄治	山鹿市立菊鹿中学校
17	講師	横田 耕一	新規採用
18	講師	小材 早紀	山鹿市立菊鹿小学校
19	講師	有働 千春	人吉市立第二中学校
20	講師	渡邊 喜陽	新規採用
21	非常勤講師	大津山 真奈美	山鹿市立鹿本中学校
22	事務職員	石田 藍莉	新規採用
23	給食調理員	米田 妙子	山鹿市立山鹿小学校

令和8年度 主任等及び学年・学級担任一覧

		校長	北本 憲仁	保体	教頭	西川 志水	社	主任事務長	亀田 薫							
		主幹教諭	丸山 喜寛	保体	教務主任	小島 讓	英	副教務	原 翔真	音						
		進路指導主事	大倉 一男	国	研究主任	後藤 葵	国	人権教育主任	緒方 文一	特支						
		スクールバス	西川・今村		生徒指導主事	内田 正典	保体	人材育成	吉野 栄治							
		特別支援教育 コーディネーター	姫井 奈津紀	特支	保健主事	上妻 詩織	養護	初任者指導	村上 清	理						
		1年部				2年部				3年部						
		学年主任		下津 光雄	社	学年主任		上堂 蘭 勇平	数	学年主任		村上 沙代	英			
		副主任		島田 一哉	理	副主任		猿渡 徳幸	社	副主任		大倉 一男	国			
1組	男	15	32	2	小西 翔太	国	16	37	2	新屋 結太	英	18	39	1	坂本 泰雅	理
	女	17														
2組	男	14	31	1	後藤 葵	国	17	38	4	横田 由利子	社	17	38	3	福永 由美子	国
	女	17														
3組	男	15	31	3	藤崎 咲絵	英	17	38	3	村崎 琴美	数	17	38	0	向坂 大輝	社
	女	16														
4組	男	15	31	3	北里 大地	理	17	38	2	前園 隼哉	理	17	38	4	田上 浩貴	数
	女	16														
5組	男	15	31	3	中原 麻希	家	16	38	3	藤本 知恵	保体	18	38	2	岡山 あさひ	英
	女	16														
6組	男	15	31	4	土井 絵利菜	音	16	37	4	原 翔真	音	18	38	1	内田 正典	保体
	女	16														
7組	男	15	31	2	中満 雄介	保体										
	女	16														
若竹① 知的	男	1	2				3	5		高宗 あゆみ						
	女	1														
若竹② 知的	男	1	3		中山 翔太		1	2				2	2			
	女	2														
若竹③ 知的	男						2	3				3	3		有働 千春	
	女															
若竹④ 自情	男	2	3		高木 真希							3	5			
	女	1														
若竹⑤ 自情	男						6	7		福丸 遼						
	女															
若竹⑥ 自情	男		1									3	5		姫井 奈津紀	
	女	1														
若竹⑦ 自情	男	6	8		吉田 昂平											
	女	2														
若竹⑧ 情緒	男	6	8		宮尾 真菜											
	女	2														
若竹⑨ 自情	男						6	7		緒方 文一						
	女															
若竹⑩ 自情	男	1	1									5	7		御手洗 聖矩	
	女															
若竹⑪ 病弱	男	1	1				1	1		藤田 有子		2	2			
	女															
計	男	121	245				117	251				113	253			
	女	121														
副担任			黒木 美紗葵		美			横田 耕一		技			水元 英雄		通級	
			濱田 裕史		数			渡邊 喜陽		通級			小材 早紀		理	
			(岩田 清美)		家								(反後 優花)		理	
養護教諭			上妻 詩織				みどり葉教室				水元 英雄・渡邊 喜陽					
			黒木 未亜				不登校対策				高宗 あゆみ					
サポート・ティーチャー			池部 里美・本山 結麻 富田 優子・星子 美紗 田口 菊雄				栄養教諭				大塚 幸実					
											米田 妙子・石川 真由美 川俣 洋子・野口 富久美 福田 美子・内野 智子 山下 和枝・河上 寿美 高田 朋子・龍崎 さち 三池 美紀・開田 洋子					
非常勤講師			中川 瑞穂・大石 勇 大津山 真奈美				給食調理員									
事務職員			田崎 桃華・石田 藍莉 石貫 実歩・木村 直子				ALT				ジェラルド・ロス・オヤロヲ					
							読書活動推進員				山下 恵美					
教員業務支援員			今村 成那				用務員				西島 和久・村上 重記					

保護者 各位

令和8年4月19日
山鹿市立山鹿中学校
校長 北本 憲仁

地域からの朝食支援について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、朝食摂取と健康・体力・学力との間に相関関係があることはご存じの方も多いと思います。2年前から山鹿市内の中学校を卒業された方より、朝食のサポートが必要な生徒（朝食が不規則になりがちで朝食を十分に摂れない場合がある）に向け、朝食支援の申し出があり、本校では、朝食サポート（朝サポ）を実施しています。

つきましては、下記の内容をお読みになり、朝食サポートの活用を希望される方は、以下のフォームにて回答をお願いいたします。

記

- 1 利用対象者（次のいずれかに該当する生徒は、朝サポを利用できます。）
 - ・朝食を食べる日が不規則な生徒
 - ・朝食を十分に摂れないことがある生徒
 - ・朝早くから学校で活動している生徒（部活動・委員会・その他の活動）
 - ・その他、朝食のサポートが必要だと感じる生徒
- 2 内容 簡易な朝食（軽食）・ご飯、スープ、ふりかけ、インスタント食品等
- 3 提供場所 中学校内指定の場所
- 4 提供期間 令和8年5月11日（月）～ 令和9年3月24日（水）
- 5 提供時間 平日午前7時30分～8時00分
（週休日・祝日・長期休業日等もご要望があれば相談してください。また、具体的な内容については、後日詳細を希望者の方に案内します。）
- 6 回答について

朝食サポートを希望される保護者の方は、以下のQRコード（URL）から4月30日（木）までにご回答ください。なお、個人情報は適切に管理し、この朝食提供の目的以外には使用いたしません。ご不明点がございましたら、学校までお問い合わせください。

〈朝食アンケート〉

URL <https://forms.office.com/r/ZwRqNu5NsA>

QR コード



〈お問い合わせ先〉
山鹿中学校
教頭 西川 志水
Tel0968-43-1185

山鹿中学校 保護者の皆さまへ

山鹿市立山鹿中学校

校長 北本 憲仁

PTA会長 井口 裕二

学校運営協議会 会長 緒方 浩介

送迎時の乗降場所について(お願い)

いつも本校の教育活動にご理解とご協力をありがとうございます。

生徒の送迎について、以下の点を必ずお守りいただきますようお願いいたします。

- ① 送迎時の乗降場所は、保健所跡地(図A)のみです。
- ② 正門前の道路(山鹿小方面)は、平日 7:30~8:30 は歩行者・自転車優先道路ですので、進入しないでください。(警察からの通行許可証が必要)また、月極駐車場(図B)、アパート駐車場(図C)などの私有地には絶対に駐車しないでください。警察より注意を受けています。
- ③ 旧保利病院跡地(図D)の乗り入れはご遠慮ください。

本校では、生徒が自分で登校することを基本としていますが、やむを得ず送迎される場合は旧保健所跡地をご利用ください。事故防止と安全確保のため、以上の点を遵守していただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

